

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	42 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から56年3月まで

私は、昭和54年6月に会社を退職後しばらくして、退職した会社から送付されてきた書類を持って区役所において国民年金の加入手続を行った。その際に国民年金保険料の未納分について、納付書の発行を依頼して銀行で納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和56年5月以降に払い出されたと推認され、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、申立期間は21か月と比較的短期間である上、申立期間後は60歳まで保険料の未納はなく、保険料の納付意識の高さが認められる。

さらに、申立人が退職した会社から送付された書類を持参して区役所の窓口で加入手続を行ったとする申述は具体的であり、申立期間当時、申立人が経営していた事業は順調であったことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から61年3月
② 昭和63年8月

申立期間①については、私は会社を退職後、市役所において国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間②については、妻が納付済みとなっているにもかかわらず、私は未納とされている。保険料は妻が私の分も一緒に納付しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと申述しているところ、オンライン記録により昭和62年4月から申立期間②の直前の63年7月までは申立人及びその妻は同一月に納付していることが確認できる上、申立期間②は申立人の妻も未納となっていたが平成元年9月に過年度納付していることが確認でき、申立人に対しても過年度納付書が送付されたことが推認されることから、申立期間②については妻が妻自身と申立人の保険料を合わせて納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年9月から62年1月ごろに払い出されたことが確認でき、払い出された時点において申立期間①の大部分については保険料は時効により納付することはできない上、保険料の過年度納付が可能であった60年4月から61年3月までは申立人の妻も未納となっていることから、申立人が保険料を過年度納付したと考えるのは不自然である。

さらに申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、このほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月

私は、昭和49年6月に区役所で国民年金の加入手続と同時に付加保険料の納付申出を行い、初めからきちんと納付していたはずであり、加入手続を行った最初の月の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付しないはずはなく、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の記載から、申立人の任意加入の資格取得日と国民年金手帳の発行日は昭和49年6月25日であり、同日に付加保険料納付の申出を行っていることが確認でき、申立人自ら任意加入の手続を行ったにもかかわらず、その月の分の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していないのは不自然である。

また、申立期間は1か月と短期間であり、申立期間後の国民年金の加入期間についての保険料はすべて納付し、付加保険料も80か月納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2462

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月から62年3月まで

私の国民年金の加入手続は母が行ってくれ、国民年金保険料も納付期限ごとに納付してくれたはずである。未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年5月から平成15年3月までの国民年金保険料は付加保険料を含めて納付し、7年4月以降は付加保険料を含めた保険料を前納制度を利用して納付していることから、申立人の保険料を納付したとする申立人の母の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録では、申立人の資格取得日は、昭和63年1月12日に、61年9月23日から62年4月1日へ記録訂正されており、申立期間は未加入期間となっているが、申立人の所持する年金手帳には61年9月23日に強制で被保険者資格を取得したことが記載されており、加入手続を行った当初、申立期間は被保険者期間であり保険料の納付が可能であったことがうかがえる上、申立期間は7か月と短期間で、ほかに未納期間は無いことから、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から45年10月まで
② 昭和45年11月から47年3月まで

私は、会社を退職した昭和44年8月ごろ、A市で国民年金に加入して国民年金保険料を納付していた。45年11月に結婚し、B市に転居した際、国民年金の住所変更届を提出しなかったため、その後、C市に住んでいたとき、A市からB市に転居してからの保険料を納付していないので納付するように言われ、市役所で国民年金の手続きを行い、49年5月24日に、D郵便局で、44年8月から48年3月までの保険料を納付した。44年8月から45年10月までの保険料は二重に納付したと思うので返してもらいたい。また、同年11月から47年3月までの保険料は、平成21年12月11日に未加入期間のため保険料を還付すると言われたが、長年納付したのものとして放置されていたので、当該期間は納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、第2回特例納付により昭和44年8月から48年3月までの国民年金保険料を納付した領収証書(49年5月24日納付)を所持しており、特殊台帳にも当該期間の保険料を附則18条で納付した旨の記載が確認できるが、申立人の国民年金被保険者資格は任意であったため、本来、保険料を還付すべきところ、保険料が還付された事実は認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上、被保険者となり得ないことを理由として、申立人の申立期間の保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考え

られる。

なお、申立人は、平成 22 年 1 月 15 日に本申立てを行った後、同年 3 月 9 日に申立期間に係る保険料が還付されたが返納に応じると述べている。

一方、申立期間①については、保険料を現年度納付及び特例納付したことにより、重複納付していると主張するところ、申立人は、当該期間の現年度保険料の納付方法、納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧であり、保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、重複納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 11 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

昭和51年に嫁ぎ先の義父が、私と夫の国民年金の加入手続を行ってくれ、自宅に集金に来ていた取引先金融機関である信用金庫の集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間について夫が納付済みなのに、私だけが未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義父が申立人及びその夫の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたと述べているところ、オンライン記録により、昭和58年10月以降の保険料は、申立期間を除きすべて夫婦同時に納付していることが確認できる。

また、申立人の夫は、申立期間の保険料を納付済みである上、申立人は、申立期間の前後の保険料を長期にわたって納付しており、申立期間は12か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から43年2月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和43年8月に還付決定されている記録となっているが、その時期は結婚してA市に引っ越した後であり、特に還付を受ける理由もなく、還付金をもらった記憶もない。

また、両親から、国民年金は老後を支える大切なものであると教えられており、未納がないように保険料を納付してきたので、自分で国民年金の加入を辞めることも考えられず、申立期間の還付に納付できないので、納付済みとして認めほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の検認記録により、申立人は、申立期間を含む昭和41年度から47年度までの国民年金保険料をすべて現年度納付していることが確認できるが、特殊台帳には、申立人が昭和41年7月1日に国民年金の被保険者資格を喪失していることを理由に、申立期間の保険料を還付することを43年8月31日に決定し、同年11月27日に支払ったことが記載されており、国民年金手帳の検認記録欄に「還付決定」の押印があることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間において国内に居住し、他の被用者年金制度に加入しておらず、独身であったことから、申立人が被保険者資格を喪失する理由は無く、申立期間は強制加入被保険者として取り扱われるべき期間であり、保険料が納付されたにもかかわらず、還付手続が行われ、未加入期間とされていることに合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から60年3月まで

私の両親が国民年金の加入手続を行ってくれ、私が家族の分の国民年金保険料を預かってまとめて納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の祖父、祖母、父及び母は、いずれも国民年金の加入期間を通じて国民年金保険料の未納は無く、申立期間の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は納付済みとなっており、申立人も申立期間後に未納、未加入期間は無いことから、申立人の家族の保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入日及び申立人が所持する年金手帳に記載された手帳交付日より、申立人が初めて国民年金の加入手続を行ったのは、昭和60年3月ごろと推認でき、加入手続を行った時点で、58年1月以降の保険料を納付することは可能であり、オンライン記録より、60年4月30日に過年度納付書が発行されていることが確認できることから、納付書が発行された時点で納付することが可能な58年1月から60年3月までの保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、国民年金の加入手続を行った昭和60年3月ごろの時点で、申立期間のうち、57年12月以前の保険料は時効により納付することはできず、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号

が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月及び同年11月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付しているか、A社会保険事務所（当時）に調査をお願いしたところ、国民年金の加入記録及び納付記録が確認できないとの回答を得た。

しかし、どうしても国民年金保険料の徴収に納得がいかず、「ねんきん特別便年金記録のお知らせ」の履歴と国民年金手帳の昭和44年度検認記録とを照合したところ、昭和44年4月から同年6月までの3か月間について、国民年金保険料と厚生年金保険料が重複して徴収されていることが判明した。この重複して徴収された国民年金保険料を申立期間に充当してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月から同年9月まで厚生年金保険に加入記録があるところ、申立人が所持している国民年金手帳では、同年4月から同年6月までの3か月は、印紙検認記録欄に同年7月15日の検認印があり、国民年金保険料と厚生年金保険料を重複して納付したことから、申立人の被保険者台帳では、同年4月から同年6月までの国民年金保険料は45年8月21日に全額還付したことが確認できる。

しかしながら、申立期間は還付日から時効にかからない2年以内であり、昭和45年3月から同年7月までの国民年金保険料の納付を開始した同年3月時点で、44年12月から45年3月までの厚生年金保険の記録が後から追加された記録ではないことを踏まえると、当時還付手続を行うに際し、申立期間の未加入期間を強制加入期間に記録を訂正し、過誤納付保険料と

して、申立期間に充当することが可能な期間であったことから、行政側の事務処理に不手際が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から47年3月まで

私は、A市市民センターから国民年金特例納付案内書が送付されて来たので、昭和54年9月26日に同市民センターへ相談に行った。係の人から、私の未納分は45年8月から49年3月までの44か月分あるが、45年8月から47年3月までの20か月分を納付すれば、60歳には国民年金保険料の納付済期間が25年になるので、年金受給資格を得られると言われて、20か月分の8万円を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在もA市市民センターから送付された国民年金特例納付案内書を所持しており、当該案内書を持参して昭和54年9月26日にA市市民センターへ相談に行き、その当日市役所内にあるB銀行の出張所で国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立期間当時、A市役所庁舎内にあるA市市民センターでは、特例納付の申込みを受け付けると、手書きの納付書を即日交付する事務処理を行っており、当時、市役所庁舎内には、B銀行市役所内出張所が存在していたことから、申立人の申述と符合する。

また、申立人は、申立期間に係る保険料を納付した後、国民年金特例納付案内書に支払済とメモ書きしており、申立人が申立期間について特例納付したという申述に不自然さはない。

さらに、未納期間44か月のうち、20か月分の保険料を特例納付した動機について、申立人は当該案内書を見て、過去の未納分を納付しないと将

来年金がもらえないと心配に思い、A市市民センターに行き、すべての未納分の保険料を納付することが困難であることを相談し、受給資格要件の25年分を満たすために、今後の納付期間を考慮して20か月分の8万円を納付したと述べており、その申述内容は具体的であり、信憑性が高い。

加えて、申立人は、国民年金に加入した昭和49年4月から60歳に達するまでの期間の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から54年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、その前後の期間と同様に、A市役所から来ていた集金人に納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から昭和51年9月ごろに払い出されたことが確認できることから、申立人は、同年9月に国民年金の加入手続を行い、同年同月より、申立期間を除き、平成13年3月までの長期にわたり国民年金保険料を納付している。

また、申立人は、申立期間の保険料については、市役所の集金により納付していたと申述しているところ、A市役所では、申立期間当時、保険料の納付方法の一つとして戸別訪問による集金を実施していたことが確認でき、その納付方法は申立人の申述と符合する。

さらに、申立人は申立期間当時、自営業は順調であり、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化はみられなかったと申述している上、申立期間は6か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

千葉厚生年金 事案 1927

第1 委員会の結論

事業主は、申立人のA社B本社における資格喪失日を、昭和27年5月2日とする届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和27年4月の標準報酬月額は、8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和27年5月2日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支社（オンライン記録では同社D支店）における資格取得日に係る記録を同年5月2日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から同年6月1日まで

私は、A社において昭和19年6月1日から43年1月末に病気のため辞めるまで継続して勤務し厚生年金保険の被保険者であった。申立期間の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

A社B本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の資格喪失日は昭和27年4月2日（オンライン記録上は27年4月1日）となっているが、A社作成の「厚生年金資格喪失届」によると、申立人は、昭和27年5月2日にA社B本社の被保険者資格を喪失し、その喪失原因と

して、「転勤」と記載されていることが確認できる。

また、当該喪失届に記載された申立人以外の同僚の資格喪失日とオンライン記録上の資格喪失日はすべて一致していることから、事業主がA社B本社における申立人の資格喪失日を昭和 27 年 4 月 2 日とする届出を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 27 年 5 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B本社における昭和 27 年 3 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 27 年 5 月 2 日から同年 6 月 1 日までの期間については、A社から提出された人事記録により、申立人が同年 5 月 1 日にA社B本社からA社C支社へ異動し、29 年 6 月 1 日にA社C支社からA社B本社に異動していることが確認でき、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「申立人は、申立期間中、継続して勤務していたので、給与から厚生年金保険料を控除していたことは間違いない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社C支社に勤務していた昭和 27 年 5 月 2 日から同年 6 月 1 日までの期間において、給与から保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社B本社における昭和 27 年 3 月及び同年 6 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日は、昭和47年11月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和36年4月にA社に入社し、平成10年8月まで継続して勤務したが、途中昭和47年11月1日付けでC支店からD支店に転勤の際、C支店の記録が1か月欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が申立人に交付した在職証明、E厚生年金基金の記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和47年11月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、E厚生年金基金の記録によると、A社C支店における申立人の資格喪失日は、昭和47年11月1日と記録されており、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、当時、社会保険事務所（当時）に提出した資格喪失届について、B社及びE厚生年金基金は、届出書類は複写式であったか否か不明としているものの、その届出方式が複写式でなかったと認められる周辺事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和47年11月1日に申立人のA社C支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和47年10月1日のE厚生年金基金の加入員台帳に記載されている記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

千葉厚生年金 事案 1929

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年9月10日から同年10月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を32年9月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月1日から同年12月1日まで
② 昭和32年9月10日から同年10月20日まで

私の夫は、B社に昭和25年3月1日に入社し、途中で関連会社への出向はあったものの、47年2月15日に退職するまで継続して勤務した。年金記録をみると、2か所の欠落期間があり、この間も給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるから記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（C社から関連会社であるA社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、元同僚は、「申立人は申立期間②についてA社に勤務していた。」と証言していることから、昭和32年9月10日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和32年10月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすること

が妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が既に適用事業所ではなくなっており、関連資料の所在が不明であるため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、申立人の妻は、「夫はB社に継続して勤務した。」と主張しているが、申立人と同じく申立期間①に厚生年金保険の記録が欠落している元同僚は、「B社は倒産し、事業を整理したので1週間くらい操業を停止していた。」、「場所は同じだったが、従業員の整理をした。自分は退職金をもらった記憶がある。」と供述している。

また、B社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和31年11月1日に資格を喪失していることが確認できる上、申立人と同じ日にB社D工場の資格を喪失後、同年12月にC社で資格を取得している者が複数名確認できる。

さらに、C社は、その閉鎖登記簿謄本により、申立期間①中の昭和31年11月12日に設立されていることが確認できるが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは同年12月1日であり、申立期間①は、適用事業所になる前の期間である。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和26年6月19日に、資格喪失日に係る記録を27年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和26年6月から27年3月までは3,500円、27年4月から同年5月までは4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月19日から27年6月1日まで

私は、昭和26年3月に中学校を卒業し、同級生と一緒にA社に入社し、同年6月から同社B出張所所有のC丸にD（職種）として乗船し、27年5月末まで勤務した。この間、給与から船員保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から申立人が申立期間においてA社B出張所に勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録により、同期入社で同じD（職種）となった中学校の同級生は、昭和26年6月19日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、船主であるA社の被保険者名簿において、申立人が氏名を挙げたC丸に乗船していた元同僚5人全員の氏名が確認できる。

加えて、申立人及び申立人と同じくD（職種）として同期入社した中学校の同級生の供述により、C丸の乗組員数は15人から18人までの間と考えられるところ、申立期間において乗組員数と船員保険被保険者数がほぼ一致するため、当該事業所においては、ほぼすべての乗組員を船員保険に

加入させていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同種業務で、同時入社した元同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 26 年 6 月から 27 年 3 月までは 3,500 円、27 年 4 月から同年 5 月までは 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿の被保険者証記号番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録は失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 26 年 6 月から 27 年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 11 月 1 日から 32 年 11 月 1 日まで
② 昭和 34 年 5 月 26 日から 36 年 7 月 15 日まで

私は、申立期間について、脱退手当金が支払われていると社会保険事務所（当時）で説明を受けたが、当時、脱退手当金制度を知らず、脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶も無い。また、昭和 36 年 7 月に結婚のために退職したが、すぐに就職活動を行い、同年 10 月には再就職しており、脱退手当金を請求することなどあり得ない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、二つの事業所におけるものであり、その最終事業所の被保険者台帳の申立人欄には、「脱」の押印があるものの、同最終事業所の被保険者名簿には、申立人の被保険者記号番号ではなく、第三者の同記号番号が誤って記載されたまま訂正されておらず、オンライン記録によると、脱退手当金支給額は、法定支給額と 1,362 円相違しており、その理由は不明であることを考え合わせると、申立人の脱退手当金支給に関する年金記録の管理が適切に行われていたとは認め難い。

また、申立人は、脱退手当金を受給する意思はなかったと主張しているところ、結婚を契機に申立期間に係る最終事業所を退職後、他の市に転居したものの、3か月後には次の事業所に再就職しており、これが比較的短期間であることからすると、申立人は、その後も就職する意思があり、厚生年金保険被保険者期間を継続するつもりであったと推定され、申立人には脱退手当金を受給する意思はなく、自らその請求をしたとは考え難く、脱退手当金支給時には、申立人は住所を移転していることもあり、これが実際に申立人に支給されていたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

千葉厚生年金 事案 1932

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年2月25日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格取得日に係る記録を38年2月25日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月25日から33年1月1日まで
② 昭和38年2月25日から同年5月1日まで

私は、昭和30年3月25日から平成6年7月31日までA社に継続して勤務したのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間はA社B店に勤務していたはずであるので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C店から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、本人の供述及び当時の同僚の供述から昭和38年2月25日とすることが妥当である。

また、標準報酬月額については、申立人のA社B店に係る昭和38年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺

事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人が、A社B店に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社B店は昭和33年1月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

また、申立人と同時期に、A社C店から同社B店へ異動している元同僚3人の厚生年金保険の被保険者記録も、申立人と同様、申立期間が欠落している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1933

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本部における資格取得日に係る記録を昭和55年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和40年4月にA社に入社し、申立期間も継続して同社に勤務した。当時の給与明細を提出するので、私の厚生年金保険の記録を調べ直し、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、雇用保険の記録及びA社から提出された人事記録により、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和55年3月1日に同社B店から同社本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の報酬月額に基づく標準報酬月額から昭和55年3月は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る厚生年金保険に係る関係資料を

保管しておらず、保険料を納付していたか不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 1934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年1月16日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月16日から同年2月1日まで
私は、昭和42年4月1日にB社（現在は、C社）に入社後継続して勤務していたが、当時、A社に出向した期間の記録がないので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事掲示（昭和47年1月25日付）、在籍証明書及び元同僚の証言から判断すると、申立人はC社に継続して勤務し（同年1月16日にB社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 1935

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格取得日に係る記録を昭和33年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月21日から同年5月1日まで

私は、昭和32年2月にC社（昭和37年に、A社に名称変更）に入社以降、転勤はあったが平成11年8月まで継続して勤務した。昭和33年3月21日から同年5月1日まで厚生年金保険の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が提出した社員一覧表、申立人から提出のあった勤続40年の表彰状及び元同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社D支店から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は当時の状況を詳細に記憶しており、「B店においてE（職種）の欠員が出たため、昭和33年3月21日に急遽^{きゅうきよ}F（地名）に転勤になった。」と供述していることから同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和33年5月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支部における資格取得日に係る記録を昭和33年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。また、A事業所C店における資格喪失日に係る記録を37年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月15日から同年11月2日まで
② 昭和36年7月2日から37年10月1日まで

私は、A事業所に入社以降転勤はしたが、一度も勤務の空白期間がないため、厚生年金の記録に空白があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出されたA事業所が作成したものと認められる人事記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は当該事業所に継続して勤務し（昭和33年10月15日に同本部から同D店に異動、37年10月1日に同C店から同B支部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支部における昭和33年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA事業所C店における36年4月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉国民年金 事案 2470

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から58年11月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月から58年11月まで

私の国民年金保険料納付記録照会の回答では、昭和63年8月19日に申立期間の国民年金保険料が還付されているとのことであったが、私は、還付請求を行った覚えはなく、還付金を受け取った覚えもないので納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の還付を受けた覚えはないと主張しているが、オンライン記録には、還付対象期間、還付金額、還付決議日、送金先金融機関名及び送金通知書の作成日が記録されている。

また、昭和63年7月4日に申立期間の共済年金加入期間の資格が追加変更されたことにより申立期間の保険料が過誤納となり、63年7月7日に還付決議されたことが確認できる。

さらに、保険料の還付対象期間は申立期間と一致している上、還付金額についても申立期間の法定保険料額と同額であり、行政側の不適正な事務処理を疑わせる事情は無く、記録管理に不合理な点はみられない。

加えて、申立人から聴取しても、還付された記憶が無いという申述しか得られず、ほかに保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2471

第1 委員会の結論

申立人の平成14年9月から16年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月から16年3月まで

私は、平成14年9月に会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続をA市役所において行った。A市からB区へ転居した際には、区出張所で住所変更手続を行い、郵送されて来た納付書で妻の分と一緒に国民年金保険料を納付した。妻の分が納付済みであるのに、私の分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び住所変更手続を行い、国民年金保険料を納付したと申述しているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄において加入していた形跡は無く、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料を夫婦一緒に区役所の出張所の窓口で納付したと申述しているが、申立期間当時、市区町村の窓口においては、国庫金である保険料を収納することはできなかつた上、オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険の資格を喪失したことによる国民年金への加入勧奨記録及び申立人の妻に対する第1号被保険者該当の勧奨記録が確認でき、申立人及びその妻のそれぞれに勧奨文書が送付されたものと推認されることから、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料納付を行ったとする申立内容には不自然さが認められる。

さらに、申立人及びその妻が所持する年金手帳によると、申立期間当時、夫婦共に住所変更及び種別変更手続を行った形跡は見当たらない上、申立

人は、勸奨文書を受け取った覚えがないと申述していることから、申立人が国民年金の住所変更及び種別変更手続を適切に行っていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2472

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

私は、夫が国民年金保険料を重複して納付した証拠として、昭和45年度及び46年度の保険料の領収証書と45年度及び46年度の検認記録欄にA市の検認印が押されている夫の年金手帳を所持しているため、重複した保険料を返金してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A市における昭和44年度以前の国民年金保険料の納付方法は、保険料と同額の国民年金印紙を購入し、国民年金印紙を国民年金手帳の検認台紙欄に貼付し、国民年金印紙及び検認記録欄に市が検認印を押すという方法がとられていたが、45年度からは納付書による納付方法へ切り替えられたことが、当時の「市政だより」から確認できる。

また、「市政だより」には保険料の納付に係る事務処理として、保険料が金融機関で納付された後、あらかじめ市が被保険者から預かっていた国民年金手帳に国民年金印紙を貼付するとともに、所定の処理を行う旨が掲載されており、申立期間当時は、金融機関で納付した場合においても従来どおり国民年金手帳の検認記録欄に市が検認印を押す取扱いであった。

なお、昭和48年8月1日発行の「市政だより」には、48年度から国民年金手帳の検認記録欄に領収証書を貼付することとなり、市が保管していた国民年金手帳は被保険者に返送する旨が掲載されている。

以上のことから、申立人の妻が所持する申立人の昭和45年度及び46年度の領収証書により、申立期間の保険料を納付していたことは確認できる

が、申立人の国民年金手帳の45年度及び46年度の検認印は、保険料の納付が納付書による方法に変更された直後であった申立期間当時の暫定的な取扱いによるものであると推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2473

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から53年8月までの期間及び55年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月から53年8月まで
② 昭和55年6月から同年8月まで

私は以前から年金に関心があったので、会社で働いているときには厚生年金保険に加入し、退職後はその都度国民年金に加入して真面目に保険料を納付してきたのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は会社を退職の都度、すぐに国民年金へ切替手続を行い、国民年金保険料は区役所に出向いて窓口納付してきたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年9月に国民年金に任意加入したことにより同時期に払い出されていることが確認でき、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄においても任意加入以前に加入していた形跡は無く、申立期間①は、国民年金に未加入の期間であり、保険料は納付できない期間である上、同様に申立期間②においても55年9月の任意加入以前に加入していた形跡は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から56年3月までの期間の国民年金保険料及び同年4月から同年6月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から56年3月まで
② 昭和56年4月から同年6月まで

私は、昭和50年8月に実父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。52年4月に結婚した後は、義父が地域の納付組織や信用金庫の外交員を通じて納付していたはずである。

また、昭和56年4月以降は口座振替で付加保険料と合わせて納付していたので、付加保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は昭和50年8月に、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を継続して納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は56年2月10日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、同年7月上旬ごろ行われたものと推認され、この時点を基準にすると、申立期間のうち50年8月から54年3月までの期間は、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行い、昭和52年3月まで保険料を納付したとする申立人の父は、既に亡くなっているため納付状況等を確認することができない。

さらに、昭和52年4月から56年3月まで申立人の保険料を納付したとする申立人の義父は、当初は地域納付組織の集金人に納付し、その後はB信用金庫（現在は、C信用金庫）D支店の外交員を通じて保険料を

納付したと申述しているが、当時申立人の地域納付組織の集金人だった者は既に亡くなっており具体的な事情を聞くことができず、当時集金に来ていたとするC信用金庫D支店では、「各家庭から国民年金保険料を預かっていたことはあるが、昭和50年代の顧客先の情報は不明である。」と回答しており、具体的な納付状況等は不明である。

- 2 申立期間②については、申立人の所持する年金手帳に付加保険料の納付の申出日が昭和56年7月7日と記載されており、国民年金被保険者台帳の付加保険料の納付記録と一致することから、制度上、さかのぼって付加保険料を納付することはできない。
- 3 オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が昭和50年8月から56年3月までの期間の国民年金保険料及び同年4月から同年6月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から56年3月までの期間の国民年金保険料及び同年4月から同年6月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から56年3月まで
② 昭和56年4月から同年6月まで

私は、昭和47年の1月から一度も国民年金保険料を滞納したことはない。結婚する前は父が、両親の保険料と一緒に地域の納付組織や信用金庫の外交員を通じて納付し、52年4月に結婚した後は、妻の分も一緒に納付していたはずである。

また、昭和56年4月以降は口座振替で付加保険料と合わせて納付していたので、付加保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は昭和47年1月に、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を継続して納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は56年2月10日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、同年7月上旬ごろ行われたものと推認され、この時点を基準にすると、申立期間のうち47年1月から54年3月までの期間は、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料の納付をしたとする申立人の父は、当初は地域納付組織の集金人に納付し、その後はB信用金庫（現在は、C信用金庫）D支店の外交員を通じて保険料を納付したと申述しているが、当時申立人の地域納付組織の集金人だった者は既に亡くなっており具体的な事情を聞くこ

とができず、当時集金に来ていたとするC信用金庫D支店では、「各家庭から国民年金保険料を預かっていたことはあるが、昭和50年代の顧客先の情報は不明である。」と回答しており、具体的な納付状況等は不明である。

- 2 申立期間②については、申立人の所持する年金手帳に付加保険料の納付の申出日が昭和56年7月7日と記載されており、国民年金被保険者台帳の付加保険料の納付記録と一致することから、制度上、さかのぼって付加保険料を納付することはできない。
- 3 オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が昭和50年8月から56年3月までの期間の国民年金保険料及び同年4月から同年6月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2476

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年9月まで

私は、父から言われて20歳の誕生日の直前に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したはずであり、昭和61年4月から62年9月までの期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年9月1日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された番号の一つであり、前後の被保険者記録から同年9月に加入手続きを行い、20歳までさかのぼって被保険者資格を強制取得していることが推認できる。

また、申立期間の加入手続き及び納付状況について、「何回か納付するために川沿いを歩いて支所へ行った。」とする申立人の記憶は、別の手帳記号番号が払い出された平成元年9月に手続きを行った手帳記号番号による同年9月から2年3月の納付状況との違いが明確でない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年3月まで

私は、昭和48年1月に仕事を辞めて厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、A市役所へ行き国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、後日、同年1月から50年3月までの期間について未納とされていることを知って大変驚き、その後母から特例納付制度があることを知らされ、儉約をして納付した記憶があるので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月に仕事を辞めて厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の所持している国民年金手帳記号番号は、50年12月16日に夫婦連番で払い出されており、払出日を基準にすると、48年9月以前の保険料は時効により納付できない期間であり、申立人の別の手帳記号番号の払出しについても確認できない。

また、申立人の夫も申立期間については未納である上、申立人は、申立期間の保険料を自分で特例納付したと述べているところ、申立期間に係る納付時期、納付場所及び納付金額について、申立人の記憶は曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2478

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年3月まで

私は、昭和54年4月ごろに国民年金に任意加入して以降、現在まで国民年金保険料の納付を続けてきたが、58年10月から61年3月までの30か月間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、昭和54年4月11日に任意で被保険者資格を取得したこと、58年10月1日に被保険者資格を喪失したこと、及びその後61年4月1日に第3号被保険者として、国民年金被保険者資格を再取得していることが記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料の納付はできない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

また、申立人の申立期間に係る保険料納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から62年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から62年4月まで

私は、昭和61年6月から62年4月までの国民年金保険料を同年5月ごろに転居したA区で数回に分けて納付したはずである。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者記録から、申立人は、昭和63年9月ごろA区において国民年金の加入手続を行い、62年5月1日にさかのぼって被保険者資格を取得したと推認される。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料をA区で数回に分けて納付したと主張しているところ、オンライン記録では、昭和62年5月から63年3月までの保険料を平成元年4月以降に分割で過年度納付したことが確認できることから、申立人の記憶は、62年5月から63年3月までの保険料の納付のことであると考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時はB区の親類宅に居住していたが住民登録をしておらず、同区において国民年金の加入手続を行った記憶は無いと申述していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付できない上、申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年3月まで

私は、昭和48年1月に妻が仕事を辞めて厚生年金保険の被保険者資格を喪失したのがきっかけで、今まで国民年金に未加入だったことに気づき、妻が二人分の加入手続を行い国民年金保険料の納付をしてきたにもかかわらず、後日未納があることを知り、その後義母から特例納付制度があることを知らされ、儉約をして納付した記憶があるので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月に妻が仕事を辞めて厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、妻が夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の所持している国民年金手帳記号番号は、50年12月16日に夫婦連番で払い出されており、払出日を基準にすると、48年9月以前の保険料は時効により納付できない期間であり、申立人の別の手帳記号番号の払出しについても確認できない。

また、申立人の妻も申立期間については未納である上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の特例納付に関与しておらず、申立期間の加入手続及び保険料の特例納付を行ったと主張する申立人の妻は、申立期間に係る納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から63年3月まで

私は、事業所を昭和62年5月31日に退職後に、夫がA市役所において国民年金の加入手続を行い、市職員から渡された納入通知書のおりの金額を一括で納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所を退職後の昭和62年6月ごろに、申立人の夫が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から、63年8月ごろに払い出されたことが確認できる。

また、申立人は、申立人が所持する金銭出納帳に記載された昭和62年6月12日付けの「(全納) 社会保険料 15万7,421円」の記載が申立期間の国民年金保険料を納付した証拠であると主張しているが、同時期は、手帳記号番号が払い出される前である上、当該金額は、申立期間の法定保険料額とは大きく異なっている。

さらに、申立人は、事業所を退職後も健康保険の任意継続をしており、任意継続に係る健康保険被保険者証の交付日(昭和62年6月12日)と上記金銭出納帳の支出日とが一致する上、金銭出納帳に社会保険料と記載された月額単価と、B健康保険組合が回答した申立人の任意継続に係る健康保険料月額がおおむね符合することから、金銭出納帳の記載は、任意継続健康保険料を納付したときのものであると推認できる。

加えて、申立人が提出した金銭出納帳には、申立期間直後の昭和63年4月分の保険料を同年9月21日に支出したことは記載されているが、申立期

間の保険料を納付したことをうかがわせる記載は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月及び7年9月から8年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月
② 平成7年9月から8年1月まで

申立期間①については、私の母が平成2年3月にA県B町役場において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間②については、退職後すぐに自分自身でB町役場において切替手続きを行い、送付されてきた納付書で毎月保険料を納付したはずである。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年3月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、当時は基礎年金番号制度導入前であり、国民年金の加入手続を行うと国民年金手帳記号番号が払い出されることになるが、申立人が所持する年金手帳には手帳記号番号が記載されていない上、B町は、同町が保管する払出台帳において申立人の氏名は確認できないと回答しており、ほかに、申立人に対し手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得した平成9年12月1日の時点では、申立期間のうち7年10月以前の国民年金保険料は時効のため納付できない上、オンライン記録において、申立期間①及び②は未加入期間として取り扱われていることから、保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から52年3月まで

私は、20歳になった昭和50年*月にA市役所において国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は納付書で銀行において納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和50年*月に、国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年8月にB社会保険事務所（当時）からA市に払い出された番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から同年11月に国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、同時点で20歳になった50年*月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料はさかのぼって納付していないと申述している上、申立期間に係る納付時期及び納付金額について、申立人の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年3月までの期間及び同年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から46年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで

私は、昭和40年に大学に入学後、すぐに20歳になったので、父が私の国民年金の加入手続を行い、47年4月に就職するまで、父の給与からの控除又は銀行振込で国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間が未加入及び未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入日及び国民年金手帳記号番号払出日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和63年4月ごろと推認でき、同時点で申立期間①については、未加入期間で国民年金保険料を納付することはできず、申立期間②については、時効により納付することができない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料は父の給与から控除されて納付していたか又は銀行振込で納付していたと申述しているところ、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、申立期間の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっているため、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人と同様に申立人の父が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとするその弟は、国民年金に加入した記録は無く、オンラ

インシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の弟の氏名は無く、申立人の弟に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、A市に転居してから、国民年金の加入手続を行い、自分で新しい年度の初めから国民年金保険料を納付してきたはずなのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入日及び国民年金手帳記号番号払出日より、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和53年11月ごろと推認でき、申立期間についてのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号払出日時点において、過年度分の国民年金保険料を納付したとする場合でも、申立期間のうち、昭和51年9月以前の保険料については、時効により制度上納付することができない期間となっているほか、申立人自身も過年度分の保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている上、国民年金の加入手続、申立期間に係る納付時期及び納付金額について申立人の記憶が曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から57年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から57年8月まで

私は、会社を辞めた昭和56年3月に、国民健康保険に加入するためA市役所に行った際、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、銀行口座引落しで納付していたのに、私の年金記録が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、取引銀行の普通預金元帳において申立期間の国民年金保険料口座引落しの記載があるが、申立人の妻は、保険料を納付書で窓口納付していたことから、同引落しは自分の保険料の引落し記録であると主張しているところ、昭和56年4月7日から57年6月29日までの期間の記載のある同元帳には56年7月から57年3月までの一人分の保険料の引落しが確認できる。

しかし、当該期間は、申立人の妻は納付済みである一方、上記元帳に記載のないほかの期間について記載されている普通預金元帳を入手することができないことから、申立人が厚生年金保険被保険者であり、その妻のみ国民年金被保険者資格を有していた期間及び申立期間を通じて申立人の妻の保険料の納付が、納付書による納付であったのか又は口座引落しによる納付であったのかを判別することができず、申立人から提出のあった普通預金元帳の記載が、申立人の妻の納付ではなく申立人の納付であったと推認するのは困難である。

また、申立人は、A市役所において、昭和56年3月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張するが、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名

は無く、申立人の妻の国民年金被保険者資格は申立期間中も任意加入資格のまま継続しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、取引銀行及びA市役所から事情を聴取したが、申立期間の口座引落しの保険料が申立人のものであることをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月

私は、平成15年12月にそれまで8か月勤務したA社B事業所を退職し、16年1月にC社に勤務するまでの15年12月の1か月分が未納となっており、1か月分の未納であったので放置していたところ、社会保険事務所（当時）から何回も納付するよう通知が来たため、16年の初めごろ自分で納付しており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年11月ごろ払い出されており、申立人は国民年金の被保険者資格を同年12月17日に取得し、6年4月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したため、同日に国民年金の被保険者資格を喪失し、21年12月1日に再び国民年金の被保険者資格を取得するまでの間は、国民年金未加入期間で国民年金保険料の納付書は交付されず、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付するよう督促を2回以上受けて、平成16年ごろに市役所の支所で納付したと申述しているところ、15年12月から約5年間住所を置いていたD県E市を管轄するF社会保険事務所（当時）は、17年8月まで数回にわたり未加入期間国民年金適用勧奨を行っていることが確認できるものの、加入手続を行った確認ができない上、14年4月から保険料の収納事務は国の事務となっていることから市町村窓口で納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和46年3月末に会社を退職し、再就職するまでの同年4月から12月まで、父が私の国民年金の加入手続を行い、毎月の国民年金保険料を納付してくれていた。父からは、保険料の納付は国民の義務だと言われており、この期間の国民年金の記録が未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付は申立人の父が行っていたと申述しているところ、申立人の父は既に亡くなっており、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び納付状況が不明である。

また、その後の調査において申立人は、申立人の兄が父から依頼され、A町役場（現在は、B市役所）において保険料を納付したと述べているが、保険料納付に関し、その兄からの申述によっても保険料を納付していたことの確証を得るまでには至らず、申立期間当時の具体的な納付状況を明らかにすることができない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、B市において申立人に対して保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、ほかに、申立人が国民年金に加入していた形跡は無く、申立期間は未加入期間であり、保険料が納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1937

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月2日から24年1月31日

私は、昭和19年2月にA社B支店に入社し、C県D郡E村にあった同社F工場に勤務した。軍需工場であったため、戦後、同社F工場は閉鎖されたが、G営業所となった後も24年1月末まで勤務した。G営業所に勤務したときの厚生年金保険の記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社は軍需工場だったので、終戦後は、新設のG営業所にH（職種）として勤務した。」「その後I（地名）のJ工場に勤務後、K工場のH（職種）として転勤した。」と主張している。

しかし、A社は昭和20年9月1日に工場閉鎖により厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間はその後の期間である。

また、申立人が昭和25年2月1日から厚生年金保険の被保険者資格を取得しているL社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当時のM市N町に所在したL社の前身がA社であることが確認できるところ、申立人が同年7月1日に厚生年金保険に加入しているA社K工場について、同社本社の専務は、「昭和10年にO市に会社設立後、K工場を設置しているが、P（地方）には営業所及び工場を設置していない。」と証言していることから、申立人は、会社名が同じであるものの、申立期間当時と別会社のK工場に新たに就職していると考えられる。

また、L社は、閉鎖登記簿謄本において昭和24年6月1日に設立登記され、当該事業所を継承しているQ社は、「昭和24年に、I（地方）にL社として工場を開設したのがはじまりである。」と回答していることか

ら、登記簿上、L社が設置された 24 年 6 月以前の申立期間における会社の運営実態を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時一緒に働いた同僚の記憶が無く、Q社ではL社時代の関係資料は無いと回答していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1938

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年9月14日から34年1月1日まで
② 昭和34年1月1日から36年9月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録のうち、A社B事業所から同社C営業所に転勤したとき、及び同社C営業所から同社D事務所（E市）に転勤したときの加入記録が欠落している。当該事業所で勤務しているときに労災事故に遭い一時金を受給していることから、勤務していたことは間違いない。いずれの申立期間においても正社員として勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社C営業所及び同社D事務所において、同時期に異動して一緒に仕事をしたとして氏名を挙げた元同僚5人のうち、4人は死亡又は所在不明であり、唯一連絡の取れた元同僚は、「申立期間①及び②当時、申立人と一緒にA社C営業所及び同社D事務所に異動して仕事をした。」、「この期間は、A社の下請けであるF事業所（オンライン記録において適用事業所として確認できない。）に在籍し、日雇いの身分で働いていた。」と供述している。

また、当該同僚のA社B事業所における厚生年金保険の記録は、申立人が昭和33年9月14日に資格喪失しているのに対して同年7月4日に資格喪失となっており、2か月間のずれがあるほか、当該同僚は、「昭和37年ごろにA社D事務所から同社C営業所に異動したと記憶している。」と供述し、申立人は、「当時のことをはっきり記憶しているわけではない。」と供述していることを考え合わせると、申立期間当時の勤務実態を確認することができない。

さらに、A社D事務所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和35年11月1日であり、申立期間②のうち34年1月1日から35年10月31日までは、適用事業所になる前の期間である。

加えて、申立人は、「昭和38年に夫婦で国民年金への加入手続を行い、36年4月にさかのぼって国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、37年11月以降に社会保険事務所（当時）からG市に対して払い出された番号の一つで、国民年金制度が発足した36年4月から、A社C営業所において被保険者資格を新規取得する39年2月1日まで保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人が、A社D事務所での作業中に労災事故にあったと主張していることについて、上記元同僚もそのことを記憶しているが、H労働基準監督署は、申立人の労災事故に係る資料は既に廃棄していると回答し、また申立人も労災事故に係る資料は既に破棄していると供述し、関係資料を所持していないことから、詳細については確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1939

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月から 34 年 9 月まで

私は、昭和 32 年 10 月から 34 年 9 月まで、A社B出張所でC（職種）として勤務していたが、同社での厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社B出張所は、昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所の元所長は、「B出張所は、昭和 28 年ごろからあり、当時、多くの作業員がいたが、作業員は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、30 年 12 月から勤務し、当該事業所で経理事務を担当していた元同僚は、「厚生年金保険の適用事業所になる前は雇用保険料のみ控除し、厚生年金保険料については適用後から控除していた。」と供述している。

さらに、当該事業所は、昭和 40 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該事業所の本社であるA社は、「当時の資料は、残っていない。」と回答していることから、申立期間当時の雇用実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月から32年4月1日まで
私は、昭和29年9月にA社にB（職種）として入社し、32年11月30日に退職するまで継続して勤務し給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和29年9月からA社に勤務していた。」と主張しているところ、申立人が記憶している当時の同僚は、「申立人の名前は記憶しているが、勤務期間等の詳細は不明である。」と供述している上、オンライン記録によると、当該元同僚の厚生年金保険の資格取得日も、申立人と同じく昭和32年4月1日となっていることが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が22人確認でき、連絡が取れた4人（上記元同僚を含む。）は、「当該事業所での厚生年金保険の被保険者期間に欠落は無い。」とそれぞれ供述している。

さらに、上記被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち連絡が取れた14人に、申立人の勤務実態について聴取したが、申立人を記憶している者は無く、申立人の勤務実態について確認することができない。

加えて、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も亡くなっており申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等の状況を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1941

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月 31 日から 52 年 1 月 1 日まで
私の A 社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和 50 年 12 月 31 日となっているが、同社を退職したのは 51 年 12 月 31 日のような気がするので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について A 社で継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人の当時の同僚 6 名に申立人の勤務実態について照会し、回答を得られた 2 名のうちの 1 名は、「申立人は、昭和 51 年 12 月ごろに退職したと思う。」と証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和 49 年 10 月 1 日に雇用保険の資格を取得し、50 年 12 月 30 日に離職たと記録されており、雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日が符合している。

さらに、A 社の親会社である B 社の総務、人事関係業務を受託している C 社は、「A 社は現存しておらず、当時の資料は残されていないので、申立人が勤務していたかどうか、厚生年金保険の届出、保険料の納付等を行ったかどうかについてはいずれも不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができず、ほかに給与明細等の関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1942

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで

私は、A社に昭和 42 年 6 月 1 日に入社し、45 年 1 月まで勤務した。当初、B市内にあったC社内で、同社の下請けとして勤務し、その後、時期は不明であるが、同市内のD事業所でも、同事業所の下請けとして勤務した。申立期間について、厚生年金保険の加入期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和 42 年 6 月 1 日に入社し、45 年 1 月まで継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人がC社からD事業所に一緒に異動したとして氏名を挙げた当時の同僚 4 名のうち、3 名は申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、申立人が氏名を挙げた残りの 1 名は、申立人を記憶しており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、「下請けとして従事したのはC社のみである。D事業所の下請けとして従事していなかった。」と供述している。

加えて、申立人のC社及びD事業所における厚生年金保険の加入状況についても調査したが、両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

その上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も亡くなっていることから、申立期間当時の関係資料の所在は不明であ

り、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険被保険者として事業主により保険料を給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1943

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 10 月 27 日まで

私は、昭和 50 年 4 月に A 社に入社して、入社と同時に厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたものと思っていたが、年金事務所が保管する記録では、資格取得日は同年 10 月 27 日とされていた。同期入社に男子 2 名、女子 3 名がいたはずで 4 月入社は間違いない。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 50 年 4 月から A 社において勤務していた。」と主張しているところ、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有することが確認できる複数の元同僚に申立人の勤務期間について照会したところ、具体的な証言を得ることはできず、勤務期間を特定することができない。

また、申立人の雇用保険の記録は、昭和 50 年 10 月 27 日資格取得、55 年 5 月 20 日資格喪失となっており、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人が名字のみ記憶する同期入社した男性従業員 2 名については、当該事業所の厚生年金保険の被保険者記録に上記 2 名と思われる者の記録が確認できるが、そのうちの 1 名は既に亡くなっており、残りの 1 名は「申立人のことは記憶していない。」と供述している上、昭和 50 年 4 月 1 日に資格を取得した女性従業員 5 名については、申立人はその氏名を記憶しておらず、また被保険者記録で確認できる女性従業員については所在が不明であることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も亡くなっていることから、関係資料の所在が不明であり、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1944

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 9 月 1 日から同年 10 月 3 日まで
② 昭和 59 年 10 月 16 日から 60 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 8 月から 61 年 5 月まで、A 社、B 社、C 事業所と社名は変わっているものの同一事業所に勤務し、従業員もそのまま継続して同じ仕事をしてきた。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録により、申立人は昭和 57 年 8 月 2 日から 59 年 10 月 15 日まで、A 社及び B 社において継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は昭和 58 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B 社は同年 10 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①は両事業所とも適用事業所ではない期間である。

また、オンライン記録によると、B 社が適用事業所となった昭和 58 年 10 月 3 日に資格を取得した者 19 名のうち、A 社での加入記録のある者 15 名は、いずれも申立期間において厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立人と同じく申立期間の加入記録がない上記 15 名のうち元同僚の 1 名は、「申立期間は厚生年金保険料の控除は無く、国民年金に加入していた。」と供述している。

加えて、A 社の当時の事業主は既に亡くなっており、B 社の事業主からは協力が得られないため、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人がB社又はC事業所で一緒に勤務していたとする複数の元同僚は、「申立人が勤務をしていたことは覚えているが、いつからいつまで勤務していたかまでは覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、B社の事業主からは協力が得られないため、申立人の勤務実態については確認することができず、C事業所の事業主は所在不明であるため、申立期間②における申立人の雇用の実態は明らかでない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1945

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 47 年 7 月 1 日から 48 年 3 月 1 日まで

私は、大学を卒業した後、昭和 41 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで A 社に、47 年 7 月 1 日から 48 年 3 月 1 日まで B 社に勤務したが、これらの期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことは納得できないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C 大学 D 部名簿の記録及び申立人が当時の事業主名、勤務場所及び勤務内容について具体的に記憶していることから、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、昭和 46 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は、当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、申立人が記憶している元同僚は、申立人と同様、申立期間①について厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、当時の事業主（所在不明）は、当該事業所が適用事業所になった昭和 46 年 9 月 1 日からの厚生年金保険の加入記録はあるが、申立期間①の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立期間当時、B 社は E 厚生年金基金に加入していたところ、同基金の支給義務を承継した企業年金連合会は、「申

立期間②の申立人に係る厚生年金基金加入記録は無い。」と回答しており、同連合会の記録とオンライン記録は一致する。

また、当時の事業主からは文書照会に対する回答が得られず、申立人が氏名を挙げた事務担当者二人のうち一人は個人を特定できず、ほかの一人は供述を拒否していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1946（事案 546 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月から35年5月まで

前回、第三者委員会から「訂正不要」との決定を受けた後、私は、自分が勤めていた会社名がA事業所ではなく、B社であったことを思い出した。兄もB社に勤務していたことがあるので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立人の申立については、申立人が申立期間において勤務していたと主張する「A事業所」が厚生年金保険の適用事業所となっていたことを確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月11日付けで申立人に対し、年金記録の訂正は必要ないとする通知を行っている。

今回、申立人は、「申立期間に勤務していた事業所の名称が「A事業所」ではなく「B社」だった。」と主張しているところ、オンライン記録によると、B社は昭和27年1月1日に適用事業所になり、31年1月16日に適用事業所でなくなった後、33年3月1日に再度適用事業所になり、39年2月15日に再度適用事業所ではなくなっていることから、申立期間のうち、33年3月から35年5月までは適用事業所であり、申立人が氏名を記憶している当時の同僚2名は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名があることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人が氏名を覚えていた上記同僚は所在が不明であることから、B社に係る被保険者名簿において被保険者資格を有する者に申立人の勤務

実態について照会したところ、供述が得られた3名のうち2名は申立人を覚えておらず、1名は申立人の氏名をかすかに記憶している程度であり、申立人の雇用実態は不明である。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から2年7月まで

私は、ねんきん定期便により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額がそれまでの20万円以上から急に下がっていることを知った。給与がこれほど下がったことはなく、おかしいと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時22万円から23万円の給与をもらっており、標準報酬月額が極端に低額になっていることに納得できない。」と主張しているが、オンライン記録により、申立期間に係る標準報酬月額改定状況を確認すると、平成元年7月1日の随時改定額9万8,000円が同年8月17日に、同年10月1日の定時決定額10万4,000円が同年9月20日にそれぞれ処理されており、事務手続上の不自然さは認められない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は既に亡くなっている上、事業主の妻は、「関係資料はすべて処分され、残っていない。」と供述していることから、申立期間当時の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、適用事業所でなくなった平成3年6月13日に申立人と一緒に被保険者資格を喪失している同僚9人のうち、元年10月1日に定時決定が行われている4人の厚生年金保険の記録を調査した結果、同年10月1日の定時決定処理はいずれも申立人と同じく同年9月20日に処理されており、事務手続上の不自然さは認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1948

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできず、また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月1日から同年11月1日まで
② 昭和31年11月1日から35年4月1日まで
③ 昭和35年4月1日から37年1月12日まで

昭和31年1月から36年12月まで（資格喪失年月日は37年1月12日）A社に継続して勤務していたが、31年11月から35年3月までの間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間②について、私を含めた従業員全員が厚生年金保険料を控除されていたと記憶している。また、申立期間①及び③について、脱退手当金が支給されたと記録されている時期は、B区に居住しており、脱退手当金を受給した記憶は無い。被保険者期間の相違と脱退手当金が支給されていると記録されていることについて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、支給されたと記録されている当時はB区に居住しており、受給していないと主張しているが、社会保険事務所が指定する金

融機関等で受給することは可能である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和31年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、35年4月1日に再度適用事業所となっていることから、申立期間については適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、適用事業所ではなくなったときに資格を喪失した者全員について健康保険被保険者証を返納したことを表す「証返納済」の押印が確認できる。

さらに、申立人と同様に当該事業所が再度適用事業所になった昭和35年4月1日において再度資格を取得している申立人を含む4人は、申立期間②について被保険者記録が確認できない。

加えて、当該事業所は、昭和37年1月12日に適用事業所でなくなっており、事業主は既に亡くなっていることから、申立期間当時の関係資料の所在は不明であり、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 1 日から 49 年 4 月 26 日まで
私は、昭和 48 年当初に、A 事業所本店（当時）の縁戚の紹介により、B 社（昭和 48 年 10 月 3 日に C 社に名称変更）の立て直しに協力してほしいと言われて、給料 10 万円で同社に就職した。厚生年金保険の標準報酬月額が 10 万円よりも低い金額であることは納得できないので、年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「縁戚に当たる A 事業所職員の紹介で、B 社に月給 10 万円の約束で入社した。」と主張しているが、当該紹介者は、「確かに 10 万円ぐらいでどうかという話はしたが、雇用条件までは承知していない。」と供述している。

また、当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額は、昭和 48 年 2 月 1 日は 6 万 4,000 円、同年 8 月 1 日は 8 万円となっており、訂正の形跡は無く、記録管理に不自然さは認められない。

さらに、申立期間当時に代表取締役の一人だった者及び申立人が氏名を挙げた当時の元同僚は、「申立人が事業主以上の給与だったということは無い。」と供述している。

加えて、当該事業所は、昭和 57 年 3 月 25 日に適用事業所でなくなっており、申立期間当時に代表取締役の一人だった者は、「関係資料が残っていない。」と供述していることから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 被保険者の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月から30年2月まで
② 昭和31年10月から32年11月まで

夫は、申立期間①においてA社に、申立期間②においてB社に勤めていたが、当該事業所の厚生年金保険の記録が無いので、記録の訂正をお願いしたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C (機関) (当時) 発行の功績調書において、申立人がA社においてD (職種) として勤務したことが明記されていることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、被保険者資格を有する15名を抽出し、申立人の勤務実態について照会したところ、事情を聴取できた1名は、「D (職種) ということであれば、「日雇い」だったのではないか。」と供述している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は、既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に亡くなっていることから、関係資料の所在は不明であり、申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、C（機関）発行の功績調書において、申立人がB社においてE（職種）として勤務していたことが明記されていることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は既に亡くなっていることから同僚等の個人を特定することができないところ、当該事業所に係るほかの地方第三者委員会への申立の調査結果により、複数の元同僚の証言として「仕事の内容から長続きする者が少なく、社会保険については入社後すぐには加入させず、勤務期間の長短や技術の習熟度等を加味して加入させていた。」と供述していることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に亡くなっていることから、関係資料の所在は不明であり、申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1951

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで
私は、高校を卒業した後A社に入社し、同社B店に勤務したが、昭和 38 年 4 月から 40 年 7 月までの厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言等により、申立人は、申立期間においてA社B店に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、当該事業所に勤務していた複数の元同僚は、「厚生年金保険には加入していなかった。」と証言しており、これら元同僚の当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

また、A社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、A社本社は、同社B店の関連資料を保管しておらず、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1952

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
私は、平成 15 年 7 月 1 日からA社に勤務しているが、厚生年金保険被保険者資格取得日が同年 8 月 1 日になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の雇用通知書により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社が保管する「厚生年金基金加入員資格取得確認および標準給与決定通知書」及びB厚生年金基金が保管する「厚生年金基金加入員台帳」によると、申立人の加入員資格取得日は平成 15 年 8 月 1 日とされており、オンライン記録と一致する。

また、申立人と同様に、当該事業所に平成 15 年 7 月に入社し、オンライン記録において資格取得日が同年 8 月 1 日とされている元同僚が保管する「平成 15 年 8 月分給与支給明細書」に厚生年金保険料は記載されておらず、事業主は、「当社の給与は月末締の翌月 10 日支払いである。」と供述していることから、同年 7 月分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、当該事業主は、「新規採用者について、厚生年金保険の資格取得を確認する前に、給与から厚生年金保険料を控除することは無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1953

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 10 日から 51 年 6 月 1 日まで

私は、「社会保険完備」の新聞広告を見て、昭和 45 年 7 月 10 日に A 社に入社した。入社時より、社会保険に加入し毎月の給与から社会保険料が控除されていたが、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。納得できないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元役員からの供述と、申立人の業務内容及び店舗についての供述とがおおむね一致することから、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、上記元役員及び複数の元従業員は、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていなかった旨述べている。

また、上記元役員は、国民年金保険料を納付していたと述べているところ、オンライン記録によると、上記元役員について昭和 36 年 4 月から 51 年 5 月までの期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1954

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 10 日から 58 年 5 月まで

私は、昭和 50 年 6 月から 58 年 5 月まで、A 市に現在もある B 社 C 営業所において、D (職種) として勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたはずであるが、記録上、52 年 5 月 10 日に当該資格を喪失し、以後、58 年 5 月まで未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 58 年 5 月まで A 社 C 営業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、申立人の申立期間における A 社に係る雇用保険の加入記録が無い上、当該事業所は、「申立人は、申立期間においては当社に勤務していなかった。」と回答している。

また、当該事業所が保管している「健康保険、厚生年金、基金加入者台帳」によると、申立人が昭和 50 年 6 月 17 日に資格を取得し、52 年 5 月 10 日に資格を喪失した旨の記載が確認でき、また、同じく当該事業所が保管している「雇用保険加入者台帳」においては、申立人が 50 年 6 月 17 日に資格を取得し、52 年 5 月 9 日に資格を喪失した旨の記載が確認できる。

さらに、昭和 53 年 10 月及び 54 年 2 月に当該事業所の C 営業所に D (職種) として入社した社員二人は、それぞれ、「申立人は、入社時には在職していなかったが、しばしば、当時勤務していた元同僚を訪ねて遊びに来ていた。」と供述している上、当該営業所の現所長は、「申立人は、私が入社した 47 年 9 月には在職していたが、52 年ごろ退職したと思う。」と供述している。

加えて、当該事業所が加入している E 健康保険組合は、「昭和 52 年 5

月 10 日の資格喪失後、申立人に係る加入記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1955

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
私は、申立期間において、A社又はB社（以下、C社という。）に勤務し、この間、厚生年金保険の被保険者期間と思っていたが、被保険者期間となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においてD（地名）に所在したC社に勤務していた。」と主張しているところ、申立期間当時からD（地名）にある会社の事業主は、「確かに、この近辺にC社という会社があった。」と証言しており、また、申立人の当該事業所に関する具体的な供述等から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所について、申立人が記憶する所在地の管轄法務局に商業登記は無く、オンライン記録においても、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、上記会社の事業主は、「C社は、かなり前に移転しており、今はどうなっているのかわからない。」と証言している。

さらに、申立人は、事業主及び同僚について、名字のみの記憶であることから、同僚等に調査を行うことができず、申立人の当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1956

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 17 日から同年 9 月 27 日まで
② 昭和 39 年ごろから 42 年ごろまで
③ 昭和 48 年ごろ
④ 平成 5 年 7 月 9 日から同年 10 月 15 日まで

私は、昭和 38 年 9 月 17 日から同年 9 月 27 日までは、A社B工場、39 年ごろから 42 年ごろまではC社D工場、48 年ごろにはE社、平成 5 年 7 月 9 日から 10 月 15 日まではF社に勤務していたが、その勤務期間すべての厚生年金保険の加入記録が存在しないことは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の加入期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された社員入退社簿により、申立人が、昭和 38 年 9 月 17 日から同年 9 月 27 日まで当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社員入退社簿において、申立人の記録の前後に同じページで連続して記載されている従業員 12 名のうち、厚生年金保険に加入しているのは2名のみである。

また、事業主は、「申立人の勤務形態については、臨時雇用であった。」と回答しており、申立期間当時、当該事業所は必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかった取扱いであったと考えられる。

さらに、申立人が同僚として氏名を挙げた者1名に対し申立人の勤務実態について調査を行ったが、当該同僚は、「申立人のことは知っているが、自身と申立人との労働条件等の違いについては分からない。」と回答しており、申立人の勤務実態について証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C社D工場に勤務していた。」と主張している。

しかし、C社本社は、「当該事業所の社会保険、人事記録について、申立人に係る記録は見つからず、申立人の勤務実態は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態は確認できない。

また、申立人は同僚1名を記憶しているが、名字が不明であることから、当該同僚に対する調査ができないため、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当時の複数の同僚に申立人の勤務実態について照会したが、申立人の申立期間における勤務実態について確認できる具体的な回答は得ることはできない。

このほか、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「E社に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所の元清算人は、「申立期間は前事業主から経営者が変わる前の時期であり、人事記録等の関係資料は一切保管していないため当時の状況は不明である。」と回答している。

また、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有する当時の同僚に申立人の勤務実態について照会を行ったが、申立人を記憶している者は無く、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、F社から提出された労働者名簿には、「平成5年7月9日雇入、平成5年10月5日退職」と記載があり、雇用保険被保険者記録は「平成5年7月9日資格取得、5年10月15日離職」と記録されていることから、期間に若干の相違はあるものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間当時は採用後3か月間の試

用期間を設けており、その試用期間は厚生年金保険に加入させておらず、申立人は試用期間中の3か月未満で退職したため厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立期間を含む昭和56年4月から平成10年3月までの期間について、国民年金保険料が免除承認済と記録されており、申立人は、国民年金の免除申請をしていたことが確認できる。

さらに、申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、口頭意見陳述においても、保険料控除をうかがわせる事情は確認できない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1957

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 21 日から 36 年 3 月 20 日まで
私の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、昭和 34 年 12 月 21 日に A 社（現在は、B 社）で被保険者資格を喪失したとされているが、実際は同社 C 本店に 36 年 3 月まで勤務していたので、申立期間について加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A 社からの出向により、D（地名）にある店におり、退職するまで同社に在籍していた。」と主張している。

しかし、B 社は、「申立期間当時の人事関係の資料が残っていないため、申立人の在籍の有無及び勤務期間は確認できず、申立期間に係る厚生年金保険の資格取得及び資格喪失の届出の有無並びに厚生年金保険料の納付の有無は不明である。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立人が氏名を挙げた同一職種の同僚及び同時期に在籍し連絡先が判明した被保険者資格を有する者に申立人に係る勤務実態、期間等を照会したが、申立人の勤務実態について記憶している者はおらず、申立人の勤務期間について具体的な証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1958

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月1日から40年3月31日まで

私は、昭和39年3月1日から40年4月1日の間、初めはA社に勤務し、その後、B社に勤務していたが、2社とも私の厚生年金保険被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「A社及びB社に勤務しており、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和44年6月2日に、B社は、50年3月5日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、いずれも適用事業所でないことが確認できる。

また、B社については、設立が昭和42年2月28日である上、申立人は同社及びA社の当時の同僚の氏名を記憶していないことから、同僚等から証言を得ることができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、A社の申立期間当時の元事業主は、「申立人は正社員ではなかったと思う。勤務条件等も記憶に無い。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1959

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで
私は終戦の翌年、A社に勤めた。妻も同じ時期、同じ事業所に勤めていて、妻の厚生年金保険被保険者記録が見つかったので、私の厚生年金保険の記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び元同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、経理を担当していた元同僚は、「私は、昭和 20 年ごろ入社したが、会社の都合により、厚生年金保険に加入したのは 26 年 7 月である。」と供述しており、また、「申立人の厚生年金保険の加入時期、状況については不明である。」と供述していることから申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管していないので、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。